

12月1日施行

アルコール検知器の 使用が義務化されます！

令和5年12月1日から安全運転管理者等による運転者に対する運転前後のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されます。
(道路交通法施行規則第9条の10)

これまでは(令和4年4月1日施行)

- ✓ 酒気帯びの有無について**運転前後**の状態を**目視等**で確認すること
- ✓ 酒気帯びの確認内容を記録し、**記録を1年間保存**すること

「**運転前後**」とは、必ずしも個々の運転の直前直後の都度確認するのではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りります。

「**目視等で確認**」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ①カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ②携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

令和5年12月1日施行



- ✓ 運転前後の状態を**目視等**で確認するほか、酒気帯びの確認を**アルコール検知器**を用いて行うこと
- ✓ **アルコール検知器**を常時有効に保持すること

「**アルコール検知器**」とは、呼気中のアルコールを検知して、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器をいいます。

国家公安委員会告示第63号（令和3年11月10日）

- ※ **安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合**
安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。